

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・リース資産を除く固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・賞与引当金　－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- 当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- 当法人では、拠点区分が1つのため作成していない。
- (4) すまいる保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (5) 当法人では、拠点区分が1つのため別紙2 拠点注記は作成していない。
- (6) 拠点区分資金収支明細書（別紙3 (㊸)）を作成し、拠点区分事業活動明細書（別紙3 (㊹)）は省略している。
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア すまいる保育園拠点（社会福祉事業）
「本部」
「すまいる保育園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,002,000	0	0	3,002,000
建物	132,767,089	0	6,405,555	126,361,534
合計	135,769,089	0	6,405,555	129,363,534

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	126,361,534	円
計	126,361,534	円

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	18,539,947	円
計	18,539,947	円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	208,461,799	82,100,265	126,361,534
構築物	36,379,959	27,935,687	8,444,272
器具及び備品	18,299,283	8,192,153	10,107,130
有形リース資産	3,062,400	765,600	2,296,800
合計	266,203,441	118,993,705	147,209,736

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし